### 職選挙 一法の 部を改正する法律 参照条文 (改正後)

# 〇公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)

日

- 2 1 九 日 条 共団: 本国 体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 |民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者:|本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。 は、 そ 0 属 する地 方
- 3 つて、 を含むものとする。 前 項の市町村には、 . 当該廃置分合により消滅した市町村 (この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。)項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であ
- 第二項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。かかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、同項に規定する住所に関する要件に内から引きによりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域
- 6 県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する者を除く。)は、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するももののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たないもの(第四項の規定により当該都道府き三箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移した日本国民たる年齢満十八年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続第二項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。
- 第三項の規定は前項  $\mathcal{O}$ 市町村について、 第五項の規定は前項の三箇月の期間に ついて準用する。

これでは、「「「「「「」」」」」で、その者に係る登録市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村から、「「」」」で、その者に係る登録市町村等(当該市町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一年ので、 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民(第十一条第一項末、「「東国の東京」」 登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定にいう。第三項において同じ。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の住民票が作成された日(他の市町部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市民い者を除く。次項において同じ、フェータの制度にある。

- に記 をし たも 録されている者に について ついて行う。 届 出 をし た日。 次項に お 1 て同じ。) から引き続き三 筃 | 月以 Ĺ 登 録 市 町 村 0 住 民基 本
- 町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村、第一項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市ていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過しないものについて行う。ち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のう
- を含む。) を含むものとする。
- 第一項及び第二項の住民基本台帳に記録されている期 間 は、 市 町 村  $\mathcal{O}$ 廃 置分合又は境界変更 0 ため 中 断 されることが な
- 5 、その者を選挙人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を調

杳

- 第二十二条 を変更することができる。 日までの間に選挙の 'の間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日'登録月の二日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七|条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者
- れる資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。
  挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人に例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員に 対の選挙人名簿に については当該選安員会 (衆議院は 選比

- 第二十七条 市町村 (表示及び訂正等) ことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた二十七条(市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しく
- 2 同項 0 町 村 規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。 の選挙管理委員会は、第二十一条第二 項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、 同時に、 選挙人名簿に
- 3 の選挙管理委員会は、 選挙人名簿に登録されている者の記載内容 (第十九条第三項の規定により磁気ディスクを

らない。 の記載(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、 もつて調製する選挙人名簿にあつては、記録内容)に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにそ 記録)の修正又は訂正をしなければな

## (登録の抹消

二 前条第一項及び第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つ一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。 たときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当すると第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つ

たとき。

登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

# 〇公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)(抄

附則

(旅行其下)

第一条 公布の日から施行する。 一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過し た日から施行する。 ただし、 附則第三条及び第十一条の規定は

(公布の日=平成二十七年六月十九日)

適用区分)

民投票」という。)について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国に大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第七条第六項に規定する投票(以下「住及び第二百九十一条の六第七項、市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五条第三十二項並びを公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに日本国憲法第九十五条、地方自治法第八十五条第一項 を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日「施行日」という。)後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日 民審査及び住民投票については、なお従前の例による。 第一条の規定による改正後の公職選挙法(以下「新公職選挙法」という。)の規定は、この法律の施 行の日

れる選挙について適用し、新選挙人名簿以るの規定は、公示日以後に調製され、確定するによる改正後の農業委員会等に関する法律 第三条の規定による改正後の漁業法(附則第四条及び第六条において「新漁業法」という。)の規定及び第四条の規定 公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿(以下この項において「新選挙人名簿」という。)を用いて行わ一後の農業委員会等に関する法律(附則第四条及び第六条において「新農業委員会等に関する法律」という。) 新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例による。